

2022年5月16日

各 位

会社名 株式会社リクルートホールディングス  
代表者名 代表取締役社長兼CEO 出木場 久征  
(コード番号:6098 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 荒井 淳一  
(電話番号 03-6835-1111)

## 本店移転及び定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月21日開催予定の第62回定時株主総会(以下「本株主総会」)に付議すること、及び本株主総会において前記定款一部変更が承認されることを条件として本店移転を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 本店移転

- (1) 新本店所在地  
東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
- (2) 移転の理由  
オフィス機能の強化と業務効率の向上のため、現在の東京都中央区のオフィスから当社グループの重要な拠点である東京都千代田区のオフィスに本店を移転するものです。
- (3) 移転予定日  
2022年7月1日(予定)
- (4) 業績への影響  
本件による2023年3月期の業績への影響は軽微です。

### 定款一部変更

- (1) 変更の目的  
前項の通り、本店移転に伴い、当社定款の本店所在地を「東京都中央区」から「東京都千代田区」に変更します。
- また、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更します。
- 1 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
  - 2 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
  - 3 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものです。
  - 4 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

(2) 変更の内容  
 変更の内容は、下記のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)            第3条 当社は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地)            第3条 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)  <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)  <u>第1条 定款第3条(本店の所在地)の変更は、2022年7月1日をもって効力を生ずるものとし、本条は、本店移転の効力発生日後にこれを削除する。</u>  <u>第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u>  <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u>  <u>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

(3) 日程  
 定款変更のための定時株主総会開催日 2022年6月21日(予定)  
 定款変更の効力発生日 2022年6月21日(予定)

以 上